

さいたま市自治会活動功労者表彰

11月26日(火)に表彰式が開催され、桜区からは4人の方が表彰されました。

自治会活動を通じて、永年にわたり地域振興にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。



前列右から
あべ 武 会長
(浦和久保団地自治会)
おにがた 冬比 会長
(浦和栄和住宅管理組合)
なかい 廉之 会長
(栄和第四自治会)
さいとう くにひこ 会長
(町谷第二自治会)

問合せ 桜区コミュニティ課
☎856・6131 FAX856・6273

自治会に加入しましょう

普段から近隣の方とのつながりがあると、災害時や日々の暮らしで困ったときに心強いものです。自治会では、防犯・防災や環境美化、レクリエーション活動など、様々な活動を行っています。多くの皆さんに自治会活動にご参加いただき、安心して暮らせるまちをつくっていきましょう。



さいたま市自治会連合会ホームページでは、自治会の活動状況などをご覧いただけます。

HP [さいたま市自治会連合会](#) 検索

問合せ 桜区自治会連合会／桜区コミュニティ課
☎856・6131 FAX856・6273

桜区サクラソウ講習会

桜区の花「サクラソウ」の家庭での育て方を学びます。

日時 1月25日(土) ①10時～11時
②13時30分～14時30分 ※①②は同じ内容です。

会場 桜区役所 4階大会議室

内容 植付け実習・芽分け実演

講師 田島ヶ原のサクラソウを守る会
(桜区市民活動ネットワーク登録団体)

定員 各回25人程度(抽選) ※結果は全員に連絡します。

費用 100円(材料費)

申込み 1月7日(火)～14日(火)に、電子申請、直接、電話又はファクスで、住所・氏名・電話番号・希望時間(第2希望まで)を、桜区コミュニティ課へ。
※1度に3人まで申込みできます。

問合せ 桜区コミュニティ課 ☎856・6131 FAX856・6273



草焼きを実施します

日時 1月8日(火) 9時～16時

※雨天・強風等により時間や日程の変更又は中止となる場合があります。

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」で、サクラソウの芽吹きを促進するため、草焼きを実施します。風向きによっては灰が降ることがありますが、貴重な文化財の保護のため、ご理解をお願いします。

問合せ 文化財保護課 ☎829・1723 FAX829・1989



こんにちは 区長 です

明けましておめでとうございます。

区民の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年4月の区長就任以来、区民の皆様のご意見・ご協力をいただきながら、桜区のよりよいまちづくりに取り組んでまいりました。特に10月に開催しました「区民ふれあいまつり」では、多くの方にご来場いただきましたが、これも開催に関わっていただきました地域の方々のご協力によるものと改めて感謝申し上げます。

桜区では、自治会をはじめ、各団体が開催する行事が盛んに行われており、これらの行事に参加し皆様と直接お話をさせていただくと、地域に対する思いが伝わってまいりました。これからも区民の皆様との対話の機会を大切に、ご意見・ご要望を受け止め、桜区の将来像である「三世代がつくる元気なまち」の実現に向け取り組んでまいります。

本年も、どうぞよろしくお願いいたします。



桜区長 山本 順二

市民活動ネットワーク登録団体からのお知らせ ラージボールをやってみよう!

ラージボールは、通常より大きくて軽いボールを使用する卓球で、ラリーが続きやすく、初心者や高齢者でも楽しめるスポーツです。

日時 2月9日(日)・16日(日) 10時～12時

会場 サイデン化学アリーナさいたま
多目的室A・C

費用 200円(保険料等)

持ち物 動きやすい服装、体育館履き、タオル等

申込み 各回実施の3日前までに、メールで、参加希望日・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を、下記申込先へ。

申込先 さいたま市スポーツ推進委員連絡協議会桜区支部

問合せ ☎sakuraward.spocom@gmail.com



ますます元気教室(2・3月開催分)

介護予防効果の高い「いきいき百歳体操」や栄養改善、こころ口腔ケア、認知症予防等の講習を行います。

日時 2月5日～3月12日の毎週水曜日 14時～16時

会場 大久保公民館 講座室

対象 市内在住で、65歳以上の方

定員 12人(抽選)※結果は全員に連絡します。

申込み 1月9日(休)～23日(休)に、申込書を記入し、直接、桜区高齢介護課又は大久保公民館へ。また、電子申請で申込みもできます。

※申込書は申込先で配布しているほか、区ホームページでダウンロードもできます。

問合せ 桜区高齢介護課

☎856・6178 ☎856・6271



住宅用火災警報器を 設置しましょう!

住宅には、火災時に煙を自動的に感知し、警報や音声により知らせる住宅用火災警報器の設置義務があります。

火災の早期発見により、就寝中等の逃げ遅れを防ぎ、被害を軽減することができる機器です。住宅火災から命を守るため、設置をお願いします。

既に設置されている場合は、月1回程度、動作確認をお願いします。



問合せ 桜消防署管理指導課

☎836・0138 ☎836・0139

保育所併設型

子育て支援センターをご利用ください

3歳未満の子どもとその保護者や妊婦を対象に、園庭開放、イベント、子育て相談などを行っています。

<small>せいが</small> 菁莪保育園(西堀1-11-1)	☎865・4321
わらしべ保育園(西堀5-5-3)	☎862・3123
<small>しょうとく</small> 聖徳保育園(新開2-17-13)	☎862・1601
ひまわりDo・Do保育園(神田596-1)	☎853・5770
ひまわりDo・Do第2保育園(神田595-1)	☎853・3232

※事業内容や利用時間は施設によって異なります。
詳しくは、各施設へお問い合わせください。

問合せ 桜区支援課 ☎856・6171 ☎856・6276